

監事監査報告書

令和 7 年 5 月 24 日

学校法人池田学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人池田学園

監事 山口 静子 

監事 塚田 龍一 

私たち監事は、私立学校法第 5 2 条第 1 号及び学校法人池田学園寄附行為第 2 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、学校法人池田学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行った。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、計算書類等について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人池田学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続を経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。